

資料 7. 組織、条例等

1. 邑南町防災会議条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 18 号）

改正 平成 24 年 6 月 25 日条例第 25 号

平成 24 年 9 月 18 日条例第 32 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、邑南町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 邑南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 島根県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、4 人、4 人、15 人、5 人及び 13 人を超えない範囲とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例改正後最初に第 3 条第 5 項第 8 号の規定により任命された自主防災組織を構成する者の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、同項が適用される他の委員の残任期間と同一の期間とする。